

平成28年度保育園入園申込の受付を始めます



入園申し込みの際は、必ず希望する保育園を見学したうえで申し込みください。

受付期間
11月16日(月)～12月15日(火)
(土・日・祝日を除く)

受付窓口
・子育て支援課(市役所2階)
☎1128

・市民福祉課(アスパアこだま内) ☎1333
※申し込み用紙は受付窓口に用意してあります。また、ホームページからも印刷できます。

入園基準

- ① 児童の保護者のいずれもが次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合
- ② ひと月において48時間以上労働している
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がない(出産予定日の前後5か月間)
- ④ 病気・心身障害を有している
- ⑤ 家庭に、長期にわたる病人や障害のある人がいて、常時介護又は看病をしている

- ⑤ 火災、その他の災害復旧に当たっている
 - ⑥ 求職活動を行っている(入園日から3か月間まで)
 - ⑦ 学校に在学している又は職業訓練を受けている
 - ⑧ 市長が認める①～⑦に類する状態である
- 入園・保育料の決定**
入園・保育料の決定は、2月中旬に通知する予定です。※入園の判定は、先着順ではありません。
- ★子育て支援課 ☎1128



公私	保育施設名称	定員	受入月齢	所在地	電話
公立	いずみ保育所	90	2か月	小島5-5-45	☎4891
	久美塚保育所	90	2か月	児玉町児玉2351-1	☎4386
	金屋保育所(※)	90	8か月	児玉町金屋1173	☎1238
私立	旭保育園	106	2か月	駅南1-5-20	☎3398
	本庄保育園	150	5か月	小島1-5-18	☎3913
	こぎくら保育園	200	3か月	栄3-6-34	☎5812
	若草保育園	90	2か月	仁手669-4	☎5001
	梅花保育園	90	2か月	見福1-2-7	☎4474
	日の出保育園	100	2か月	沼和田1020	☎5263
	みどり保育園	90	6か月	寿3-10-30	☎5957
	聖徳本庄保育園	60	2か月	栄2-10-14	☎4365
	小島南保育園	70	2か月	小島南3-1-5	☎5543
	北泉保育園	120	2か月	西五十子620-1	☎2572
	たんぽぽ保育園	75	2か月	今井1328	☎9890
	ほほえみ子どもの国保育園	45	2か月	緑2-15-5	☎1018
	藤田保育園	60	2か月	牧西30	☎2886
	児玉保育園	170	9週	児玉町児玉2448-1	☎0186
	西光保育園	70	2か月	児玉町塩谷85-1	☎5147
	西光第二保育園	70	2か月	児玉町吉田林447-6	☎5473
	共和梅花保育園	60	2か月	児玉町蛭川885	☎0104
秋平さくら保育園	50	6か月	児玉町秋山2527-1	☎1167	
加川ベビールーム	3	2か月	日の出4-3-4	☎0586	
はにぼん保育園	24	8か月	小島5-6-1	☎0111	

※金屋保育所は平成29年3月31日で休所となります。入所希望者をご相談ください。

ひとり親家庭等医療費支給制度をご存じですか

ひとり親家庭等医療費支給制度は、母子家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

- 【対象】**
- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども
 - ・養育者(親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者)と子ども
 - ・父又は母が一定の障害にある家庭の親と子ども
- ※「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの人(一定の障害がある20歳未満の人)です。

- 【登録手続きに必要なもの】**
- 申請者と子どもの健康保険証
 - 通帳(申請者名義のもの)
 - 印鑑(朱肉を必要とするもの)
 - 所得・課税証明書(平成27年1月1日の住所が市外の人)
- ※他の書類が必要となることもありますので、申請前に下記へお問い合わせください。

★子育て支援課 ☎1130
市民福祉課 ☎1333

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度のご案内

県では、市町村民税非課税世帯のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。

次に該当する人は、下記の受付期限までに申請をしてください。受付期限を過ぎると、資格があっても支給されませんのでご注意ください。

【対象】
母子家庭の母、父子家庭の父、又は父母のいない児童を養育している人で、平成28年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市民税非課税世帯の人(生活保護受給世帯は除く)。

【支給額】 10,000円

【受付期限】 12月25日(金)

【申請方法】 振込先金融機関の通帳を持参のうえ、直接子育て支援課(市役所2階)又は市民福祉課(アスパアこだま内)へ

★子育て支援課 ☎1130
市民福祉課 ☎1333

児童虐待をなくそう！ ～11月は児童虐待防止月間です～

★子育て支援課 ☎1130

平成27年度「児童虐待防止推進月間」標語
「もしかして」あなたが救う 小さな手

【児童虐待とは】
親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体を傷つける行為であれば、それは虐待です。親や養育者の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

～子育て中の人へ～
・どうやって子育てしてよいか分からず悩んでいる
・つい子どもを叩いたり、怒鳴ったりしてしまう
・子どもが言うことを聞かずにいつもイライラしている

このようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みはひとりで抱えこまず、周りの人に相談しましょう。

【みんなで防ぐ児童虐待】
虐待は家庭の中で起こることが多いため発見されにくく、子どもが自ら逃げたり助けを求めたりすることが困難です。「もしかして、虐待？」と思ったら、下記の相談連絡先へご連絡ください。
※通報者の氏名など、個人の秘密は守られます。

～地域のみなさんへ～
あいさつや声掛けをするなど、子育て中の保護者が孤立しないよう見守ってください。

相談連絡先
・家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎1129 ・熊谷児童相談所 ☎048-521-4152
・埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154